平成19年度 調教師及び騎手免許試験要領

	調教師	騎 手
1. 受験又は免許の資格要件	(1) 受験日に28歳未満の者。	(1) 受験日に16歳未満の者。
	(2) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者。	(2) 成年被後見人、被保佐人及び破産者で復権を得ない者。
【右の(1)に該当する者は、調教	(3) 禁錮以上の刑に処せられた者。	(3) 禁錮以上の刑に処せられた者。
師又は騎手の免許試験を受ける	(4) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走	(4) 競馬法、日本中央競馬会法、自転車競技法、小型自動車競走
ことができない。	法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せ	法又はモーターボート競走法の規定に違反して罰金の刑に処せ
右の(2)~(11)に該当する者は、	られた者。	られた者。
調教師又は騎手の免許を受ける	(5) 競馬法施行令第14条第1項第4号の規定により日本中央競馬	(5) 競馬法施行令第14条第1項第4号の規定により日本中央競馬
ことができない。】	会(以下「本会」という。)、都道府県又は指定市町村が行う競馬	会(以下「本会」という。)、都道府県又は指定市町村が行う競馬
	に関与することを禁止され、又は停止されている者。	に関与することを禁止され、又は停止されている者。
	(6) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当た	(6) 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当た
	る違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法	る違法な行為で暴力団員による不当な行為の防止等に関する法
	律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第1条各号に	律施行規則(平成3年国家公安委員会規則第4号)第1条各号に
	掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由があ	掲げるものを行うおそれがあると認めるに足りる相当な理由があ
	る者。	る者。
	(7) 本会の役員及び職員。	(7) 本会の役員及び職員。
	(8) 日本中央競馬会法第18条の2第1項に規定する審査会の委員。	(8) 日本中央競馬会法第18条の2第1項に規定する審査会の委員。
	(9) 本会の馬主登録を受けている者。	(9) 本会の馬主登録を受けている者。
	(10) 日本中央競馬会競馬施行規程第40条の3第3号(第2号又は	(10) 日本中央競馬会競馬施行規程第40条の3第3号(第2号又は
	第3号に係る部分に限る。)又は第41条第2号若し〈は第3号に該	第3号に係る部分に限る。)又は第41条第2号若し〈は第3号に該
	当することにより、第40条の3又は第41条の規定により免許を取り	当することにより、第40条の3又は第41条の規定により免許を取り
	消され、その取消しの日から5年を経過しない者。	消され、その取消しの日から5年を経過しない者。
	(11) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正かつ安全な実施の確	(11) 前各号に定めるもののほか、競馬の公正かつ安全な実施の確
	保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由があ	保に支障を生ずるおそれがあると認めるに足りる相当な理由があ
	る者。	る者。
2.受験手続き及び注意事項	(1) 免許試験を受けようとする者は、氏名、生年月日及び受験希望	(1) 免許試験を受けようとする者は、氏名、生年月日、受験希望場
	場所を記載した申請書を含め下記3の提出書類を免許登録部免	所(平成18年度の免許を受けている者に限る。)及び免許の種類
	許課あてに提出すること。	を記載した申請書を含め下記3の提出書類を免許登録部免許課
	(2) 申請書提出後、やむを得ない理由により受験場所を変更しよう	あてに提出すること。
	とする場合又は申請を取り下げようとする場合は、その理由を付し	(2) 申請書提出後、やむを得ない理由により受験場所を変更しよう
	て免許登録部免許課あてに書面で申請すること。	とする場合又は申請を取り下げようとする場合は、その理由を付し
		て免許登録部免許課あてに書面で申請すること。
		(3) 平成18年度の免許を受けている者であって、平成19年度の調教
		師の免許試験を受ける者のうち、当該試験が不合格の場合には平
		成19年度に騎手であることを希望する者は、騎手の免許も併せて
		申請し受験すること。

	調教師	騎 手
3.提出書類	[平成18年度の免許を受けていない者(以下「新規申請者」という。)] (1) 本会所定の書類一式 申請書(写真貼付のこと) 履歴書 身体検査書 (2) 住民票記載事項証明書(申請者が外国人である場合には、外国 人登録法に規定する登録原票記載事項証明書又は旅券。) (3) 写真2枚(下記4の申請締切日前3ヶ月以内に撮影した2.5cm角の 写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したもの。又、写真 の裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。なお、上記(1) - の申請書に別途1枚を添付のこと。) (2)の証明書は申請締切日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。	[平成18年度の免許を受けていない者(以下「新規申請者」という。)) (1) 本会所定の書類一式 申請書(写真貼付のこと) 履歴書 身体検査書 (2) 住民票記載事項証明書(申請者が外国人である場合には、外国 人登録法に規定する登録原票記載事項証明書又は旅券。) (3) 写真2枚(下記4の申請締切日前3ヶ月以内に撮影した2.5cm角の 写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したもの。又、写真 の裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。なお、上記(1) - の申請書に別途1枚を添付のこと。) (2)の証明書は申請締切日前3ヶ月以内に交付されたものに限る。
	(平成18年度の免許を受けている者) (1) 本会所定の書類一式 申請書 身上調書 業務申告書 身体検査書〔日本中央競馬会競馬施行規程第36条に規定する免 許試験委員会(以下「委員会」という。)が指定した者に限る。〕 (2) 住民票記載事項証明書(申請者が外国人である場合には、外国 人登録法に規定する登録原票記載事項証明書又は旅券。) (3) 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 (外国人は除く。) (4) 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書(外国人は除く。) (5) 写真2枚(下記4の申請締切日前3ヶ月以内に撮影した2.5㎝角の 写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したもの。又、写真 の裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。) (2)から(4)の証明書は申請締切日前3ヶ月以内に交付されたもの に限る。	「平成18年度の免許を受けている者」 (1) 本会所定の書類一式 申請書 身上調書 業務申告書 身体検査書〔日本中央競馬会競馬施行規程第36条に規定する免 許試験委員会(以下「委員会」という。)が指定した者に限る。〕 (2) 住民票記載事項証明書(申請者が外国人である場合には、外国 人登録法に規定する登録原票記載事項証明書又は旅券。) (3) 成年被後見人及び被保佐人として登記されていないことの証明書 (外国人は除く。) (4) 本籍地の市区町村長の発行する身分証明書(外国人は除く。) (5) 写真2枚(下記4の申請締切日前3ヶ月以内に撮影した2.5㎝角の 写真で端正な服装、無帽で正面から上半身を写したもの。又、写真 の裏面には撮影年月日及び氏名を記入すること。) (2)から(4)の証明書は申請締切日前3ヶ月以内に交付されたもの に限る。
4.申請書類提出締切日時	平成18年10月12日(木) 正午 郵送の場合も締切日時必着	平成18年10月12日(木) 正午 郵送の場合も締切日時必着
5.試験事項	(1) 身 体(身体検査) (2) 学 力(筆記試験、口頭試験) (3) 人 物(人物考査) (4) 技 術(筆記試験、口頭試験) 上記(1)から(4)の各試験事項のうち「新規申請者」と「平成18年度 の免許を受けている申請者」の区分ごとに下記6、8及び9に記載する 事項について試験を行う。	(1) 身 体(身体検査、体力測定) (2) 学 力(筆記試験、口頭試験) (3) 人 物(人物考査) (4) 技 術(筆記試験、口頭試験、騎乗技術試験) 上記(1)から(4)の各試験事項のうち「新規申請者」と「平成18年度 の免許を受けている申請者」の区分ごとに下記6から10に記載する事 項について試験を行う。
6.新規申請者に対する試験	第一次試験及び第二次試験を行う。なお、第二次試験は第一次試験に合格した者に対して行う。	第一次試験及び第二次試験を行う。なお、第二次試験は第一次試験に合格した者に対して行う。 ただし、地方競馬全国協会の騎手免許を受けている者であって 『本会の定めた基準』に該当する者については、下記7に定める試験を行う。 『本会の定めた基準』については、「備考」欄(1)に記載。

	調教師	騎 手
(1)第一次試験	身体検査並びに次に掲げる学力及び技術に関する筆記試験を行う。	身体検査、体力測定並びに次に掲げる学力及び技術に関する筆記 試験及び口頭試験並びに騎乗技術試験を行う。 ただし、競馬学校騎手課程生徒であって第3学年前期の所定の科目 を履修した者、本会が承認した騎手候補者、地方競馬全国協会の騎手 免許を受けている者及び委員会が指定した者については、騎乗技術試
第一次試験の日程、項目	(日 時) 平成18年10月18日(水) 午前10時~ 学力及び技術に関する筆記試験(1) 午後 1時~ 学力及び技術に関する筆記試験(2) (試験場) 栗東又は美浦トレーニング・センター (学力及び技術に関する筆記試験項目) 競馬関係法規に関する専門的知識及び労働関係基本法規に関する一般的知識(100点) 調教に関する専門的知識(100点) 馬学、衛生学、運動生理学、装蹄、飼養管理及び競馬に関する専門的知識(100点)	
	なの、	競馬関係法規並びに騎手として必要な基本馬術、競馬に関する知識及び一般常識(100点) (騎乗技術試験項目) 基本馬術[部班運動](100点) 基本馬術[角馬場障害飛越](100点) 走路騎乗[単走](100点)
第一次試験の合格基準	学力及び技術に関する筆記試験については、その成績が全項目300点満点で概ね180点以上、かつ、各項目の成績がそれぞれ100点満点で40点以上であること。 身体については、調教師としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。	学力及び技術に関する筆記試験及び口頭試験、騎乗技術試験の各項目の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であること。身体については次の条件を満たすこと。身体検査における体重が49kg(障害競走免許のみの申請者にあっては53kg、本会、地方競馬全国協会又は外国の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が3年以上の申請者にあっては52kg)以下であること。 視力(裸眼)が両眼で0.8以上、かつ、左右ともに0.5以上であること。 体力測定の結果が別に定める基準を満たすこと。 騎手としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。

	調教師	騎手
(2)第二次試験	第一次試験に合格した者に対し、次に掲げる学力及び技術に関する 口頭試験を行い、併せて人物考査を実施する。	第一次試験に合格した者に対し、身体検査及び次に掲げる騎乗技術 試験を行い、併せて人物考査を実施する。
第二次試験の日程、項目	(日 時) 平成19年1月30日(火)~2月1日(木) 学力及び技術に関する口頭試験、人物考査 時刻は別に定める (試験場) 東京競馬場	(日 時) 平成19年2月6日(火)~7日(水) 身体検査、騎乗技術試験、人物考査 時刻は別に定める (試験場) 競馬学校
	[学力及び技術に関する口頭試験項目] 競馬関係法規並びにきゅう舎の経営及び管理に関する専門的 知識及び一般常識(200点) 調教に関する専門的知識及び技術(100点) 衛生学、運動生理学及び飼養管理に関する専門的知識及び 技術(100点) 馬学、装蹄及び競馬に関する専門的知識及び技術(100点)	[騎乗技術試験項目] 発走(100点) 走路騎乗[単走、併走](100点) 角馬場障害飛越(100点) 走路障害飛越(100点) 平地競走免許の申請者にあっては、 ~ の試験を行う。 障害競走免許の申請者にあっては、 ~ の試験を行う。
第二次試験の合格基準	学力及び技術に関する口頭試験の成績が全項目500点満点で概ね 300点以上、かつ、各項目の成績がそれぞれ100点満点で40点(上記 にあっては、200点満点で80点)以上であって、調教師としての業務 を遂行するに当たり人格及び識見の面で特に支障がないこと。	騎乗技術試験については、各項目の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であって、騎手としての業務を遂行するに当たり人格及び識見の面で特に支障がないこと。 身体については次の条件を満たすこと。 身体検査における体重が49kg(障害競走免許のみの申請者にあっては53kg、本会、地方競馬全国協会又は外国の騎手免許を受けていた期間を通算した期間が3年以上の申請者にあっては52kg)以下であること。 騎手としての業務を遂行するに当たり特に支障をきたすような障害がないこと。
7.新規申請者のうち地方競馬 全国協会の騎手免許を受け ている者であって『本会の定 めた基準』に該当する者に対 する試験 試験の日程、項目		(日 時) 平成19年2月6日(火)~7日(水) 競馬関係法規に関する筆記試験 (100点) 競走騎乗全般に関する口頭試験 (100点) 身体検査、人物考査 時刻は別に定める (試験場) 競馬学校
合格の基準		上記筆記試験及び口頭試験の各項目の成績がそれぞれ100点満点で概ね60点以上であって、 騎手としての業務を遂行するに当たり人格及び識見の面で特に支障がないこと。 身体については、前記6の「第一次試験の合格基準」(を除く)を 満たすこと。

	調教師	騎
8. 平成18年度の免許を受けて いる申請者に対する試験	次に掲げる学力及び技術に関する口頭試験を行い、併せて人物 考査を実施する。なお、委員会が指定した者については、下記9に より委員会が指定した事項の試験を併せて行う。 ただし、病気により定められた試験を受験できない者その他の 定められた試験とは別に試験を行う必要があると委員会が認めた 者については、日時、試験場等を別に定めて試験を行うことがある。	次に掲げる学力及び技術に関する口頭試験を行い、併せて人物 考査を実施する。なお、委員会が指定した者については、下記9に より委員会が指定した事項の試験を、また、平地若しくは障害競走 の種類の追加を申請した者及び委員会が騎乗技術試験を受験する よう指定した者については、下記10により騎乗技術試験を併せて行 う。 ただし、病気により定められた試験を受験できない者その他の 定められた試験とは別に試験を行う必要があると委員会が認めた 者については、日時、試験場等を別に定めて試験を行うことがある。
試験の日程、項目	(日時・試験場) 平成19年1月16日(火)~17日(水) 栗東トレーニング・センター 平成19年1月23日(火)~24日(水) 美浦トレーニング・センター 時刻は別に定める 「学力及び技術に関する口頭試験項目) 競馬関係法規、調教並びにきゅう舎の経営及び管理等に関する専門 的知識及び技術	(日時・試験場) 平成19年1月16日(火)~17日(水) 栗東トレーニング・センター 平成19年1月23日(火)~24日(水) 美浦トレーニング・センター 平成19年1月26日(金) 小倉競馬場 時刻は別に定める (学力及び技術に関する口頭試験項目) 競馬関係法規並びに騎乗技術等に関する知識及び技術
合格の基準	学力及び技術に関する口頭試験については、その成績が100点満点で概ね60点以上であること。 人物考査については、引き続き調教師としての業務を遂行するに当たり特に支障がないこと。	学力及び技術に関する口頭試験については、その成績が100点満点で概ね60点以上であること。 人物考査については、引き続き騎手としての業務を遂行するに当たり 特に支障がないこと。
9. 平成18年度の免許を受けている申請者のうち委員会が特に筆記試験又は身体検査を指定した者に対する試験試験の日程、項目	前記8の「学力及び技術に関する口頭試験並びに人物考査」に加え、 委員会の指定に応じそれぞれ次に掲げる試験を行う。 〔学力筆記試験〕 (日 時) 平成18年12月6日(水) 時刻は別に定める (試験場) 栗東又は美浦トレーニング・センター 〔身体検査〕 身体検査については、身体検査書の提出をもってこれに代える。 ただし、委員会が必要と認めた場合は、本会の指定する医師による 検査を行う。	前記8の「学力及び技術に関する口頭試験並びに人物考査」に加え、 委員会の指定に応じそれぞれ次に掲げる試験を行う。 (学力筆記試験) (日 時) 平成18年12月6日(水) 時刻は別に定める (試験場) 栗東又は美浦トレーニング・センター (身体検査) 身体検査については、身体検査書の提出をもってこれに代える。 ただし、委員会が必要と認めた場合は、本会の指定する医師による 検査を行う。

	調教師	騎
合格の基準	学力筆記試験については、その成績が100点満点で概ね60点以上	学力筆記試験については、その成績が100点満点で概ね60点以上
	であること。	であること。
	身体については、引き続き調教師としての業務を遂行するに当たり	身体については、引き続き騎手としての業務を遂行するに当たり特
	特に支障をきたすような障害がないこと。	に支障をきたすような障害がないこと。
10. 平成18年度の騎手免許を		前記8の「学力及び技術に関する口頭試験並びに人物考査」に加え、
受けている申請者のうち		委員会の指定に応じ騎乗技術試験を行う。
競走の種類の追加を申請		
した者及び委員会が騎乗		(日 時)
技術試験を受験するよう		平成19年2月6日(火)
指定した者に対する試験		時刻は別に定める
試験の日程		(試験場)
		競馬学校
合格の基準		騎乗技術試験については、その成績が100点満点で概ね60点以上
		であること。
11. 免許手数料	免許試験に合格した者は、免許証交付の際に免許手数料として	免許試験に合格した者は、免許証交付の際に免許手数料として
	3,000円を本会に納付すること。	3,000円を本会に納付すること。
10		
12 . 免許の有効期間	この免許試験に合格した者の免許の有効期間は、平成19年3月1日	この免許試験に合格した者の免許の有効期間は、平成19年3月1日
	から平成20年2月29日とする。	から平成20年2月29日とする。
横	(1) 前記6の騎手欄ただし書きの*本会の定めた基準。は、平成13年か6平成17年までの5年間に中央競馬において年間20勝以上の成績を2回以上収めていることとする。 (2) 前記6の騎手欄に定める試験において、受験者が下記に該当した場合、当該受験者の以後の試験を行わないことがある。身体検査において、体重又は視力が合格基準を満たさないとき。体力測定又は騎乗技術試験において、受験者の安全確保に支障をきたすおそれがあるとき。 (3) 合格発表予定日は、下記のとおりとする。合格者は、の(イ)については受験番号で発表し、の(ロ)、(八)及び については氏名で発表する。なお、発表は、本部、競馬学校及び両トレーニング・センターで行う。新規申請者に対する試験 (イ)前記6の(1)第一次試験 平成18年11月16日(木) (ロ)前記6の(2)第二次試験 平成19年2月15日(木) 平成18年度の免許を受けている申請者に対する試験 平成19年2月15日(木) 平成18年度の免許を受けている申請者に対する試験 平成19年2月15日(木) 平成19年2月15日(木) 14 調教師又は騎手免許試験の新規合格者に対しては、上記の発表に併せて文書による通知も行う。 (5) 調教師又は騎手免許試験の新規合格者(外国人を除く)は、前項の文書到着後直ちに戸籍謄本、成年被後見人及び被保佐人に登記されていないことの証明書並びに本籍地の市区町村長が発行する身分証明書を免許登録部免許課あてに提出すること。(6) 平成19年度の調教師及び騎手の免許取得者は、平成19年3月1日発行の日本中央競馬会会報で発表する。(7) 申請書類の提出先及び試験会場の所在地等については、別表を参照すること。(8) その他、免許試験に関する問い合わせは、免許登録部免許課又はトレーニング・センター公正室に行うこと。	

〔別表〕

名 称	郵便番号	所 在 地	電話番号
免許登録部免許課	106 - 8401	東京都港区六本木6の11の1 六本木ヒルズゲートタワー	03(5785)7385~7
競馬 学校	270 - 1431	千葉県白井市根835の1	047(491)0333
栗東トレーニング・セン	ター 520 - 3085	滋賀県栗東市御園1028	077(558)0101
美浦トレーニング・セン	タ ー 300 - 0493	茨城県稲敷郡美浦村大字美駒2500の2	0 2 9 (8 8 5) 2 1 1 1

平成18年9月20日 日本中央競馬会